

平成 28 年度第 1 回大阪府環境放射線評価会議 議事録

日時：平成 28 年 8 月 3 日（水） 15：30～16：20

場所：大阪府災害対策本部会議室（新別館北館 1 階）

1. 開会

○事務局（城田課長補佐）：定刻になりましたので、只今から、平成 28 年度第 1 回大阪府環境放射線評価会議を開催いたします。本日は、先生の皆様方、オブザーバーの皆様方、原子力事業者の皆様方、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会をさせていただきます、危機管理室防災企画課の城田と申します。よろしくお願いたします。

本日の会議にご出席の皆様のご紹介ですが、お手元に配布させていただいております「参加者名簿」、「配席図」をもって代えさせていただきます。それでは、開会に当たりまして防災企画課参事の奥野よりご挨拶申し上げます。

○事務局（奥野参事）：危機管理室防災企画課参事の奥野と申します。本日は山澤委員長はじめ委員の先生方、オブザーバーの方々、事業者の皆様にはお忙しい中、また、大変お暑いところ本環境放射線評価会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。さて、昨今、東日本大震災に伴います福島第一原発の事故以降、原子力防災に関する様々な報道がなされているところでございます。とりわけ、原発の再稼働につきましては、住民の高い関心が寄せられているところでございます。

このような状況のもと、大阪府内の試験研究用の原子力施設につきましては、京都大学さんの KUCA、近畿大学さんの研究炉が 5 月 11 日に新規規制基準への適合審査に合格をされました。また、京都大学の KUR は 7 月 27 日に審査書案が承認され、運転再開に向け手続きを進めていると、お聞きをいたしております。原子力施設の安全確保には、事業者の方々をはじめ、関係機関があらゆる対策を講ずることはもとより、平常時より環境放射線の監視を適切に実施することが重要であると認識いたしております。こうした観点から、大阪府におきましても、各原子力施設周辺の環境放射線を監視いたしまして、本会議での評価を経て、結果を公表してきたところでございます。

本日は、平成 27 年度の監視結果の公表にあたりまして、委員の皆様には専門的知見からご指導、ご助言をいただきたく、忌憚のないご意見をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく

お願いいたします。

○事務局（城田課長補佐）：では次に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

お手元に配布資料がございますが、まず「出席確認票」「会議次第」「参加者名簿」、「配席図」、そして右上に資料 1 と打ちました「大阪府環境放射線監視結果報告書 平成 27 年度年報(案)」です。資料 2 が「府内各原子力事業所の平成 27 年度放射線管理等報告書」、資料 3 が「各原子力事業所における近況等」、そして参考資料 1「前回委員会 議事録」となっております。

出席確認票につきましてはご署名いただきましてお帰りの際、机の上に置いたままをお願いいたします。出席確認票は委員の方だけになっておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、これから議事につきまして山澤委員長にお願いしたいと思います。それでは山澤委員長、よろしくをお願いいたします。

2. 議事

(1) 平成 27 年度環境放射線監視結果について

○山澤委員長：山澤です。よろしくをお願いいたします。早速ですけれども次第にしたがって議事を進めてまいりたいと思います。

議事の 1 番目は「平成 27 年度環境放射線監視結果」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（曾和主査）：防災企画課の曾和でございます。座って説明させていただきます。お手元の資料のうち資料 1 をご覧いただきながら、前のスライドでも概要を説明させていただきます。事務局からは平成 27 年度に大阪府が実施しました環境放射線の監視結果と、その考察につきましてご説明させていただきます。

本日ご説明させていただく項目はこちらになっております。ではまず、監視結果のうち、空間線量率の結果からご説明いたします。

まず、空間線量率の月間平均値の推移を地域別にお示しいたします。測定結果はご覧のとおり、月間平均値は 3 地域共に年間を通じてほぼ一定ということになっております。

続いて、1 時間値の月間最大値をこちらも地域別にお示ししております。最大値は 57～84nGy/h の間でございます。問題となるレベルではないと考えております。

続きまして、1時間値が「平常の変動幅」の上限値を超過した件数を地域別にお示しします。ご覧のとおり、毎月上限値を超えておるという状況になっております。資料10ページ以降に詳細を載せておりますけれども、レベルが上昇したときには降雨が観測されておりますので、考察につきましては空間線量率の増加は降雨による自然放射線レベルの変動が原因である、としております。

続きまして、1時間値が平常の変動幅の下限値を下回った件数でございますが、こちらはいずれの地域もゼロということになっておりました。

続いて、積算線量と中性子線量率です。積算線量は、過去の値と同水準ということでしたので、考察については自然放射線レベルである、としております。一方、中性子線量率は、測定値がすべて検出限界値を下回っておりましたので、特に問題ないと考えております。

続きまして、ここからは環境試料の監視結果をご説明いたします。資料は4ページになります。

まず、大気浮遊じんのうち、全 α ・全 β 放射能濃度についてご説明いたします。こちらは、3地域における月間平均値の推移をお示したものでございます。ご覧のとおり、各地域とも濃度に若干の変動が認められましたけれども、自然放射能レベルの変動の範囲内であると考えられますので、考察についてはご覧のとおりとさせていただいております。

続きまして、月間最大値になります。こちら地域別に推移をお示しさせていただいております。資料19ページから20ページに少し詳しいデータを載せておまして、熊取地域におきまして、10月に全 α 全 β とも若干ではありますが過去の最大値を超過しました。ただ、熊取・泉佐野地域という地域でみると過去の最大値を超えておりませんでしたので、特に問題ないかなと考えております。

続きまして、値が「平常の変動幅」を外れた件数を上の表にお示ししております。各地域の超過件数の合計値は18~39件ということになっております。

下の表に α と β の相関関係と、 α ・ β の比をお示ししておりますけれども、ご覧のとおり、両者には良好な相関係数が認められておまして、比にも大きな変動は認められませんでした。

以上から上限値を超過した要因については、自然放射能レベルが風等の気象要因の変化によって変動したものであると考えております。

続きまして、大気浮遊じん中の γ 線放出核種濃度のうち、セシウムについてお示ししております。平成27年度は、セシウム134、137とも検出されませんでした。

過去からの推移を見ますと、平成24年度第4四半期以降、セシウム137は検出されていないということになっております。考察は、セシウム等の人工核種は検出されませんでした、ということにさせていただいております。

次に、排水・底質中の全β放射能濃度についてご説明いたします。資料は6ページになります。上半期に兩山川の底質の測定値が850という値が出まして、過去の最大を超過しております。こちらの考察は、昨年度の上半期報の取りまとめの際に、色々ご意見をいただいていたところではございます。繰り返しにはなりますが、サンプル数は少ないものの、統計的手法による評価をいたしましたところ、平均値＋標準偏差の3倍を下回ったということで、測定値が自然放射能レベルであると整理させていただいております。

ということで、こちらの考察につきましてはご覧のとおりとさせていただいておりますが、この件につきましては平成27年度上半期報の公表に当たりまして一度ご意見を頂戴して、成果物にはなっておるんですけれども、本年報におきましてはより正確に記載させていただくために、ご覧の青字部分を追記させていただいております。昨年の上半期報では統計的手法により算出した値と比較する、となっておりますけれども、今回は変動幅の上限値と比較する、というふうに変えさせていただいております。

次に、環境試料中のγ線放出核種濃度のうちセシウムの測定結果についてご説明いたします。まず土壌ですけれども、ご覧のとおり、平成27年度の測定結果は過去の測定結果と同レベルであったという結果になっております。

続きまして排水に移ります。ご覧のとおり、平成25年度の下半期以降、セシウム137は検出されていないという結果になります。

続いて、底質でございます。ご覧のとおり、こちらは平成26年度以降、セシウム137は検出されていないということになっております。

以上、環境試料中のγ線放出核種濃度の考察につきましては、ご覧のとおり、セシウム137につきましては主に過去の核実験の影響というふうさせていただいております。

続きまして、環境試料中のトリチウムとウランの濃度をお示しします。陸水のほうからはトリチウムは検出されませんでした。底質中のウランの結果は、こちらも特に問題はなく、考察については自然放射能レベルであるというふうさせていただいております。

これまでの結果を踏まえ、監視結果のまとめはご覧のとおり特に問題ないというふ

うにさせていただきます。

最後に、平成27年度の上半期報から記載内容を修正した箇所をご説明いたします。修正箇所は2か所ございまして、1つ目は資料5ページをご覧いただきたいんですけども、資料5ページの中ほどに②として「全 α ・全 β 放射能濃度の変動状況」という小タイトルがございますが、こちら、上半期報ではかっこ書きで（6時間捕集・6時間減衰後の値）ということで、測定値の算出条件を記載していたんですけども、こちらは、この大気浮遊じん中の全 α ・全 β 放射能濃度のところ、全体も同じ形になりますので、この②のところだけかっこ書きで書いているのはちょっとおかしいということで、4ページの2 環境試料（1）のところ、冒頭の2行の最後に（6時間捕集・6時間減衰後の値）というふうにかっこ書きで入れさせていただきます。

2つ目ですが、先ほど説明いたしました6ページの上から3行目の部分、変動幅の上限値というふうに正確に記載させていただいた部分になります。

大阪府の監視結果の説明は以上です。

○山澤委員長：ありがとうございました。いま議題1のご説明をいただいたわけですけども、議題2のほうで、平成27年度の放射線管理等報告書について、ということで、各原子力施設の監視結果に関する報告がございますので、まずこれを先に各事業所の皆様からご説明いただけたらと思います。まず最初に京大炉の高橋さんからお願いいたします。

（2）平成27年度放射線管理等報告書について

○高橋准教授：京都大学原子炉実験所の高橋です。放射線管理等報告書についてご説明させていただきます。まず、先ほどご紹介がございましたように、私どもの原子炉、現在、新規制基準対応のための停止中ですので、特に原子炉はこの1年間動いておりません。そのため、アルゴンの放出等は、今期は第1四半期から第4四半期を含めてございません。なお、平成27年1月に発生いたしました重水熱中性子実験設備からの重水漏えいに起因するトリチウムにつきましては、排気中につきましては第1四半期には最高値ということでまだ若干検出されておりますけれども、第2四半期以降はすべて検出限界以下となっております。また排水中につきましてはそれぞれ第1四半期から第4四半期まですべてトリチウムが含まれておりますけれども、私どもの実験室は、排水はバッチ式で行っております。排水をする際にはその濃度を測定いたしま

して、法令で定められている基準の数分の1以下であるということを確認して放出しておりますので、特に周辺環境に影響を与えるということはありません。京都大学の放射線管理等報告書に関する説明は以上でございます。

○山澤委員長：はい、ありがとうございました。続きまして、近大原子力研究所の稲垣さんをお願いします。

○稲垣技術課長補佐：近畿大学の稲垣と申します。よろしくお願いたします。近大炉も京大炉さんと同じく新規制基準への対応ということで、原子炉については、27年度は一切運転をしておりません。報告書を見ていただきますと、スライドにも出ておりますが、まず排気口からの濃度に関しましては、ダストのβの最高値だけはラドン・トロンの影響で毎回有意な値が出ている形になっております。これに関しては評価の仕方にもよるんですけども、自然の放射性物質を測定して、それが値となって出てきているという形になっております。排水の方ですけどもこちらは、4月から6月、10月から12月の期間は、排水は一切しておりませんで、他の期間につきましては京大炉さんと一緒にこちらもバッチ方式でして、採水法で確認をして排出をしているという形になります。以上です。

○山澤委員長：はい、ありがとうございました。

それでは最後に、原子燃料工業株式会社の松浦さんからお願いします。

○松浦部長：原子燃料工業の松浦でございます。弊社は27年度につきましては燃料製造の操業は行っておりません。排気口・排水口とも、加工施設と廃棄物の処理施設、排気口・排水口それぞれ1か所ずつございます。排気の方、すべての値で検出限界以下となっております。排水口につきましては、一部の期間におきまして操業を完全に停止しておりまして、排水していないところが横棒になってございます。値としてはそれ以外の排水している時期についても検出限界以下ということになってございます。以上でございます。

○山澤委員長：はい、ありがとうございました。

それでは今ありました議題1及び議題2について事務局からの説明、それから事業者からの説明がございましたけれども、何かご質問等がございましたらお願いたしま

す。

○山澤委員長：何かございませんでしょうか。多分一度事前にご覧になられている方もいますのであまりないかもしれませんが。

それではちょっとだけ、強い意見ではないですけれども、こうやって改めて聞いていまして、先ほどの線量率の測定値に関して、「変動幅の上限値」という言葉が使われていまして、それだけちょっと気になるなど。改めて聞いてみますと、何かそれを超えちゃいけない値のような名前に聞こえてしまっていて、それがちょっと気になるなど。自然変動の幅で、この場合は多分「平均値±3σ」を取られているんじゃないかと思うんですけれども、この3σを超えている、+3σした値を上限値というふうに呼んでいる、ということだと思うんですけれども、どうなんでしょうか、名前の使い方というんですかね、この報告書自体はこれにかまわないんですけれども、他のこういった監視委員会を持たれている道府県はどのようにお使いになっているのか、一度お調べいただいて、今後もしいいアイデアがあるのであれば何か考えていただければどうかなと思います。

○事務局（曾和主査）：いただいたご意見、また調査させていただいて、適切な表現がどうなのか、というところを精査させていただきたいと思います。

○山澤委員長：ほかに何かございますか。今回提出していただいた資料1という形で公表される予定だということだと思うんですけれども、ご意見は、特にございませんでしょうか、よろしいですか。今回特にご意見ございませんので、この案につきましてはこのまま公表していただくということを助言させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(3)「その他」について

○山澤委員長：それではこれで議題1、2が終わりまして、議題3「その他」について事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（城田課長補佐）：はい、では議題3に移らせていただきます。皆様もご存じのとおり、今年の5月には京都大学の原子炉実験所のKUCAと、近畿大学の原子力研究所の研究炉に対して、国より新規規制基準に基づく許可及び承認がなされました。

また先日、7月27日、京都大学のKURの審査書案が了承されました。各事業所におかれまして新規制基準の認可や施設の稼働に向けて、まさに鋭意取り組まれているとお聞きしております。各事業所の皆様に近況についてご紹介をお願いいたしましたところ、京都大学の高橋先生、近畿大学の稲垣技術課長補佐様、原子燃料工業の松浦部長におかれまして、快くお引き受けいただきましてありがとうございます。この機会にご紹介をお願いしたいと思っております。

○山澤委員長：はい、わかりました。それでは高橋先生からよろしく願いいたします。

○高橋准教授：それでは、京都大学原子炉実験所の新規制基準への対応についてご説明させていただきます。こちらに資料を準備させていただいておりますけれども、タイトルの次の2枚目の資料でございます。試験研究炉の新規制基準といたしましては、今回の福島の事故を受けまして、いくつか主な項目をここに列挙させていただいております。1つは高中出力炉等事故時に及ぼす影響が大きい試験研究炉、我々のKURの方がこちらに該当いたしますけれども、こちらにつきまして多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止ということの追加要求がございます。また、自然災害、こちらは共通でございますけれども、地震・津波ですとか洪水、風、竜巻、あるいは凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山、森林火災など様々な自然災害がございますけれども、こちらに関する評価方法を厳格化するということが求められております。そのほか、外部人為事象に対する考慮ですとか、あるいは敷地内の外部研究者や見学者等、こちら私ども試験研究炉がございますので外部研究者の方ですとか見学者の方が常時多くおられるんですけれども、そういう方々に対する事故の発生の連絡や必要な指示を行うための対策を要求というのが今回の主な対応すべきこととなっております。すでに認可を受けている我々の施設に関しましても、この新規制基準への適合が義務付けられるということで、バックフィット制度、すなわちこれまで認可を受けておりますけれども、やはりこの新規制基準にそれを適合しているかどうか、適合していなければそれに適合させるということが今回の新規制基準で求められているところでございます。

続きまして、これまでの経緯ですけれども、こちらすでに大阪府さんの方からご説明ありましたように、事故ございました後に申請を行いまして、KUCAにつきましては5月11日、KURにつきましてはこちらまだこの資料を提出した時点で今回の承認の前に提出しております関係上、ここには記載しておりませんが、先ほど

ご説明ありましたように、7月27日に規制委員会においてこの審査書が承認されたというような状況になってございます。現在の状況ですけれども、KUCAにつきましては保安規定の変更申請をしております、こちら補正の申請を行い、現在規制庁様の方で検討いただいているということです。我々のところKURとKUCAの二つ炉がございますけれども保安規定は1本になっております。ですので、まずはこのKUCAを先行させまして、KUCAに関連する箇所の保安規定を申請させていただいております。KURにつきましては現在、KURの部分の保安規定の申請に向けてヒアリングを続けているところでございます。また、今度は保安規定の承認とともに、新規制基準に対応するための工事等が必要になります。設工認の申請も必要になりますので、現在KUR、KUCAともに設工認の準備も並行して進めているところでございます。続きましてKURの設置変更の主な内容でございます。こちらはまずは重要度分類を見直すということと、先ほどご説明しましたように外部事象に関しまして評価が厳格化しておりますので、そちらにつきましても評価を実施いたしております。あとは安全評価において設計基準を超える事象を想定してその拡大防止に必要な対策を説明するという事です。もう1つは、特に設計及び工事に関する品質保証体制、こちらに関してもかなり変更が必要になっておりますのでこちらも追記をしております。また、申請書全体につきまして最新の情報ですとかデータの更新、冗長な記載の適正化等を行って、すべての項目を確認するという事をしたところでございます。また、KUCAにつきましては、かなり重なっているところもございまして、重要度分類の見直しですとか、やはり同様に外部事象への評価の実施ということを行っております。また運転・実験上不要な機能の取り止めや変更等もこの際に行っております。また設工認に関する品質保証体制ですとか、その他記載の適正化も実際に行っております。同様にバックフィットですべての項目を確認したというような状況でございます。

以上でございます。

○山澤委員長：はい、ありがとうございました。それでは稲垣さんお願いします。

○稲垣技術課長補佐：そうしましたら近畿大学のご説明をさせていただきます。資料の方ですが1枚用意させていただいております。こちらは「第115回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合」へ提出した資料になります。今後のスケジュールということで見ていただければいいかなと思います。まず、平成26年10月20日

付で設置変更許可申請を行いました。一部、補正申請をしたんですけども、今年の5月11日付で合格・許可をいただいております。それとほぼ同時並行で進めていた作業として保安規定の変更認可申請という作業を行っております。保安規定は平成26年10月20日付で申請を行いまして、現在もヒアリングを重ねつつ、再補正申請を7月7日に行っております。さらにコメントが出てきておりますので今週末に補正申請をする予定になっております。

続きまして設工認ですね、今度はその許可をいただいた状態にもっていかねばならないので、設工認の申請を始めております。近大炉の場合は今のところ3回に分けて申請を行う予定にしておりまして、まず1つ目は6月30日付で行っております。あとその2その3という形で考えておりまして、順次申請を行う予定になっております。その設工認の認可が下りてからなんですけども、使用前検査を経て施設定期検査をだいたい10月半ばくらいまでには終えたいかなという予定を立てておりまして、運転再開につきましてはこの5月の時点での表現にはなりますけれども、11月から12月中をめどに今頑張っているところでございます。以上になります。

○山澤委員長：はい、ありがとうございます。それでは松浦さんお願いします。

○松浦部長：はい、それでは原子燃料工業熊取事業所の近況についてご報告させていただきたいと思っております。まず資料2ページ目でございますが、操業状況についてご説明させていただきます。弊社、新規制対応の方はもちろん進めさせていただいてますが、平成25年12月以降、原子燃料の生産を停止している状態でございます。ただ、川内原子力発電所の方が再稼働したこと、そのほかの発電所も再稼働に向けて動いているということで、我々の方も燃料の生産を再開する準備が整ったという状況になってございます。新規制基準が平成25年末に出されてから5年間の経過措置期間が設けられまして、その間でありまして、リスクを増大させない活動、この中には従来からの燃料の生産活動というのも含まれておるわけですが、そういう活動については認められているということで生産の再開を準備してございます。今まで生産停止してまいりましたが、一部の機器については設備の更新等を行って必要な法定検査にも合格させていただいて、保安規定の変更認可も取得してございます。6月から更新設備による試作で特に製品品質に問題ないことも確認しておりますので、8月の夏季休暇後より燃料の生産を再開するという状況でございます。

次のページが、新規制基準適合についてということで、京大炉さんのほうでもご報

告ありましたが、我々の方も同じように、耐震設計の強化ということで、一部建物や設備について今後耐震補強工事を予定してございます。また、これ以外にも地震以外の自然現象、竜巻、火山や人為事象、外部火災とか、そのあたりについても考慮をする予定でございます。我々の安全設計の妥当性を確認するために設計基準事故評価を行いまして、さらに重大事故に至るおそれのある事故の拡大防止策等もこの新規制基準対応の中で考えていく予定でございます。審査の状況でございますが、京大炉さん、近大炉さんに比べますと加工施設の方、遅れてございまして、今まさに耐震や自然現象に対する審査に入っている状況でございます。平成26年4月に加工事業変更許可申請をさせていただいた後、審査会合5回、ヒアリング47回を受けておりまして、今、地震・津波その他の外的事象の選定やその影響評価について説明をさせていただいているところでございます。最後に4ページ目、地元への啓発活動ということで、我々、地域住民の方にご理解いただけないと事業を継続していけないと認識してございます。その活動の1つとして広報活動を行ってございますが、今年も京都大学原子炉実験所の一般公開で京大炉さんの一部のスペースをお借りして展示を行っております。数年前までは自社の事業所にお越し頂き見学等していただいていたんですが、操業を停止しているということで、人員も減っておりますのでこういう形での広報活動を継続しているという状況でございます。その他の活動としても大阪府立佐野工科高校の方を受け入れたり、地元の環境フェスティバルに展示をさせていただく等の活動を実施しているところでございます。以上でございます。

○山澤委員長：はい、ありがとうございました。それではただ今のご説明について、ご質問等ございましたらよろしくお願いします。

○高橋准教授：1点追加でよろしいでしょうか。いま原燃工さんの方から地元への啓発活動ということでご紹介ございましたので、資料は準備しておりませんが私どものことについてもご説明させていただければと思います。

お話がありましたように、4月2日に私どものところでも一般公開を行いまして、こちらにつきましては昨年を超える893名の方にお越しいただいております。またその次の日、4月3日日曜日、こちらは桜公開を実施いたしまして、659名の方にお越しいただいております。その他、例えば8月1日には「熊取ゆうゆう大学体験楽部ジュニアチャレンジ講座実験教室」というものを行いまして、こちらは熊取町在住

の50名の小学生の方が体験学習するという事で電子オルゴールを使った実験ですとかそういうものを行ったところでございます。また今後の予定ですけれども10月22日土曜日13:30~16:00に熊取交流センター煉瓦館コットンホールにおきまして「アトムサイエンスフェア講演会」というものを予定しております。この講演の内容は「113番元素ニホニウムの発見について」という内容の講演を予定しております。また、10月30日日曜日には、これも例年行っております「アトムサイエンスフェア実験教室2016」ということで、小学生から中学生を対象といたしました実験教室を予定しているところでございます。以上です。

○山澤委員長：はい、ありがとうございました。大変重要なことだと思います。何か、委員の先生からございますでしょうか。

○稲垣技術課長補佐：そうしましたら近畿大学もイベントの説明をさせていただいてよろしいですか。平成27年度におきまして見学者の数ですけれども1000人を超えております。統計を取りましたところ、1075名という見学者に対応しております。地元といいますか、近辺の方が見に来ていただいたということになりますと、大学祭の時にエネルギー系の学生さんたちが主体となりまして、「どきどきアトムフェスティバル」というのを催してしまして、一般の方の見学を受け入れております。あと学生さんプラス保護者向けにはなるんですけれどもオープンキャンパスを年4回、こちらで対応しております、延べ100人を超える人数の方を見学者として対応しております。以上です。

○山澤委員長：はい、ありがとうございました。本当にこういう放射線関係の説明って非常に難しくてですね、日頃お話ができる相手から聞く話はちゃんと理解していただけるんですけれども、そうじゃないと我々がいくら正しいことを言っても聞いていただけないという状況が生じかねないということがございますので、日頃からこういった触れていただいて話をする機会を設けていただくということは非常に大事なことだと思います。どうもありがとうございます。委員の先生方から何か質問等ございますでしょうか。

○村田委員：京大炉の再開はいつ頃が見込まれるんでしょうか。

○高橋准教授：実は見込みがちょっと今、何とも現在でははっきり言えない状況でございまして、今後の状況につきましては未定ということにさせていただければと思います。

○山澤委員長：よろしいでしょうか。それでは最後に本日オブザーバーとしてご出席の皆様から何かございましたらご発言いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○高岡所長：原子力規制庁の高岡と申します。こういう形で監視の報告というのを毎年やっていただいて非常にありがとうございます。ただ、緊急時にいったいどういうことをしていかないといけないかということが、今のところ、まだ庁内の委員会の下にできました、検討チームの中で会合されていまして、やっとハザードというような考え方を入れて、3回目の会合で熊取の加工施設の方の話まで持って来たところでございます。まだまだ検討せねばならないことがあると思いますが、その辺また色々ご協力をお願いしたいと思います。情報につきましては決まり次第、色々な場で公開して行って、共有していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○山澤委員長：はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○久保原子力保安検査官：熊取原子力規制事務所の久保と申します。あえて何かコメントと言われますと、先ほどの山澤委員長の方から言われましたが、3 σ の件ですね、あれは正規分布ということを考えての3 σ だと思うんですが、非常に低いレベルの環境放射線の場合は、むしろ対数正規分布を考えることも必要じゃなかろうかという気が、ちょっとしました。要するに左右非対称になりますので。その辺検討されてはどうかと思えます。

○山澤委員長：はい、ありがとうございます。大阪府だけでやるというのは勇気のいることかもしれません。他でやっているのであればいろいろ参考にさせていただいて、少し研究していただければと思います。どうもコメントありがとうございます。

それでは会議全体を通して、何かご発言ありますでしょうか。すべてでけっこうでございます。ございませんか、よろしいでしょうか。

それでは議事がすべて終了したということで、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

います。

○事務局（司会：城田課長補佐）：山澤委員長様、ありがとうございました。

本日は委員の皆様方から貴重な意見等を賜りありがとうございました。本日いただきました意見等を踏まえまして、速やかに平成27年度の監視結果を公表していきたいと考えております。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。なお、平成28年度の上半期公表につきまして、11月ごろに委員の皆様にも意見照会させていただきたいと思っておりますので、その際はよろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

以上